

令和7年3月4日

公 告

陸上自衛隊小平学校長
(公印省略)

陸上自衛隊小平駐屯地で実施する令和7年度駐屯地納涼祭における野外交店の設置及び経営を行う業者を次のとおり募集する。

1 公募に付する事項

野外交店の設置及び経営

(1) 募集業種

ア 飲料・食品販売（生鮮食品を除く） 15業者程度

イ 物品販売（自衛隊グッズ・雑貨等） 5業者程度

(2) 業務期日

令和7年7月26日（土）（予備日：7月27日（日））

（ただし、天候、情勢等により変更及び中止の場合もあります。）

(3) 設置場所

東京都小平市喜平町2丁目3-1

陸上自衛隊小平駐屯地内

(4) その他

ア 出店業者には、国有財産使用料等の費用負担が発生する。

イ 応募業者多数の場合は、選考により業者数を決定するものとする。

ウ 出店に必要な資材、備品及び消耗品は全て各業者で準備すること。また、電気・水道等の使用が必要な場合も同様とする。

エ 細部については、別途配布する募集要領及び仕様書を参照

2 募集要領等の配布及び業者説明会

(1) 募集要領等の配布

小平駐屯地のホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/kodaira/index2.htm>) から取り寄せること。若しくは令和7年3月4日(火)～同年3月14日(金)の平日午前9時から午後4時まで（午後1時から2時を除く。）の間に陸上自衛隊小平学校厚生課において直接受領すること。

(2) 業者説明会

説明会は実施しないため、必要に応じ電話又は厚生課に直接問い合わせること。

3 応募要領

申請書等の提出は、直接持参又は郵送によるものとする。

なお、直接持参する場合の受付期間は令和7年3月5日(水)から同年3月18日(火)まで（対応時間帯は上記2と同じ）とし、提出先は第5項に同じとする。また、郵送の場合は3月18日(火)必着とする。

4 応募に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (2) 各契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく遂行できる者
- (4) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、反社会勢力、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (10) 上記(5)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 業務期日に確実に出店できること。また、業務期日の変更及び行事の中止があり得ることを了承すること。
- (12) 公告及び募集要領、仕様書の全記載事項を遵守できること。

5 問合せ先及び応募書類提出先

〒187-8543

東京都小平市喜平町2丁目3-1

陸上自衛隊小平学校総務部厚生課（担当：浅井）

電話 042-322-0661 内線 313

FAX 042-322-0661 内線 319

※ 小平駐屯地入門の際は、受付において顔写真付き身分証明書による面会手続が必要となります。